

なはり就農体験・交流促進拡大事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈半利町補助金交付規則（平成8年規則第1号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、なはり就農体験・交流促進拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、若年人口の減少が進む本町において、就農希望者などの移住・定住促進及び都市との関係人口増加を図るため、本町で農業体験などを行う者に対して宿泊費と農業体験等プログラム参加費の全部又は一部を、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。なお、この補助金は事後申請型とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者の年齢は34歳以下（基準日は、奈半利町訪問日）とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高知県外に在住し、本町への移住、定住を目的として、町内で農業を志す者で奈半利町移住希望者登録バンク登録票（別紙様式1号）に記入して登録した者。
- (2) 高知県外に在住し、本町への移住、定住を目的として、本町の農業に関心又は農業情報を収集する者で奈半利町移住希望者バンク登録票（別紙様式1号）に記入して登録した者。
- (3) 本町への移住、定住を目的とした活動であって町長が特に必要と認める者。
- (4) 上記第1号から第3号に該当する補助対象者が参加する農業体験等プログラム受け入れ農家等であり奈半利町就農等体験受け入れ団体等登録票（別紙様式2号）に記入して登録した者。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に規定する補助対象者となることが出来ない。

- (1) 18歳未満の者（高校生を含む。）のみでの宿泊する場合。

- (2) 奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号。以下「排除規則」という。）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当する者。

(補助金の対象経費)

第 4 条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原則として町内に滞在する場合の宿泊費（食費を含まない）を対象とし、1 泊当たり 1/2 以内を補助（1 泊当たり上限額 5,000 円以内）するとともに 1 回当たりの宿泊日数は 5 日を限度とする。
- (2) 町内での農業体験等プログラム参加費を対象とし、定額補助（1 日当たり上限額 10,000 円以内）とするとともに、1 回当たりの参加日数は 6 日を限度とする。

(補助金額)

第 5 条 補助事業の要件や補助額は当該年度の予算の範囲内で、補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前申込書の提出)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、事前申込書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第 2 号)に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 精算金額が確認できる領収書などの写し
- (2) その他町長が必要と求める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を精査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、

当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、なほり就農体験・交流促進拡大事業費補助金交付申請の取下げ申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による補助金の決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第5号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第9条に規定するなほり就農体験・交流促進拡大事業費補助金交付申請の取下げ書の提出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合におい

て、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第7号）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第13条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年5月28日から適用する。